

令和5年8月臨時会

予算決算委員会資料
(都市整備部)

被災住宅応急修理事業について

1 制度の概要

災害救助法に基づき、令和5年7月14日からの豪雨により被害を受けた住宅のうち、一定規模以上の被害が発生し、自ら修理する資力がない世帯を対象に、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市が業者に修理工事を依頼し、修理費用を直接業者に支払う制度。

なお、本事務は、秋田県からの事務委任を受けて本市が行うものである。

2 対象者

- (1) 住宅の被害が、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊であること
- (2) 修理した住宅で日常生活が可能となることが見込まれる者

3 費用の限度額

秋田県災害救助法施行細則で一世帯あたりの限度額が定められており、被害の程度は、罹災証明書により判断する。

- (1) 大規模半壊、中規模半壊、半壊の世帯 70万6千円以内
- (2) 半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯 34万3千円以内

4 応急修理の範囲

居室、台所、トイレなど日常生活に必要な部分

5 応急修理の期間

災害発生日から1年以内

6 予算の規模

被災世帯約25,000世帯のうち、半壊以上を1,500世帯と想定。

【修理工事】1,500世帯×70万6千円＝10億5,900万円

7 スケジュール

- 7月26日 ホームページで制度周知
相談窓口開設（電話対応等）
- 8月21日 8月議会臨時会で予算措置

賃貸型応急住宅借上事業について

1 制度の概要

災害救助法に基づき、令和5年7月14日からの豪雨により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅を得ることができない方を対象に、賃貸型の応急仮設住宅を提供する制度。

なお、本事務は、秋田県からの事務委任を受けて本市が行うものである。

2 対象者

- (1) 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
- (2) 「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住宅に居住できない者等（内閣府との個別協議が必要）

3 民間賃貸住宅の条件

次のいずれにも該当する民間賃貸住宅

- (1) 耐震性が確保された民間賃貸住宅
 - ・ 昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす民間賃貸住宅
 - ・ 上記以外で耐震診断や耐震補強の結果、耐震性を有する民間賃貸住宅
- (2) 家賃上限額
 - ・ 2人以下の世帯 60千円
 - ・ 3人又は4人世帯 75千円
 - ・ 5人以上の世帯 90千円

4 提供方法

原則、避難者自らが条件に合った物件を探す。

5 市が支援する経費

毎月の家賃、礼金、共益費、入居時負担金（鍵交換費用）、退去修繕負担金、仲介手数料、損害保険料、※駐車場料金、光熱水費等は入居者負担。

6 入居期間

入居から2年以内（延長なし）

7 予算の規模

被災世帯約25,000世帯のうち、約250世帯と想定。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 家賃、礼金、共益費 | 151,434千円 |
| (2) 入居時負担金、退去修繕負担金 | 37,120千円 |
| (3) 仲介手数料、損害保険料 | 9,432千円 |
| 合 計 | 197,986千円 |

8 スケジュール

- 7月28日 ホームページで制度周知
相談窓口開設（電話対応等）
- 8月21日 8月議会臨時会で予算措置

公共土木施設の災害復旧について

7月14日からの豪雨による地すべり災害で被災した公共土木施設（道路）について、安全確保を図るため復旧するもの。

1 事業費内訳

- (1) 道路（法面を含む） 61,000千円
公共土木施設災害復旧事業

（単位：千円）

事業箇所	事業概要	事業費	事業費内訳	
			委託費	工事費
市道上北手百崎2号線	集水工（応急本工事）	21,000	-	21,000
ほか1路線	災害査定設計業務委託	40,000	40,000	-
合計		61,000	40,000	21,000

2 主な被災状況

(1) 道路

市道上北手百崎2号線



市道山手台14号線



(2) 法面

法面崩落状況



災害被災箇所

